

## 長島町奨学生の募集

長島町教育委員会では、平成19年度2回目の奨学生を募集します。

### ●奨学生の種類

#### ◇高等学校

採用人数若干名  
貸与月額2万円

#### ◇大学等

採用人数若干名  
貸与月額4万円

### ●応募資格

長島町に保護者が居住し、現在、高等学校・大学等に在学中の人

※奨学資金は、他の制度と二重に借りることはできません。

### ●提出書類

- ・奨学資金貸与申請書
  - ・奨学生推薦調書
  - ・連帯保証人の所得証明書
  - ・納税証明書（平成18年度分）
- ☆申請書は、役場ホームページからダウンロードできます。

<http://www.town.nagashima.lg.jp>

### ●提出期限

平成19年9月25日（火）  
貸与は10月からになります。

### 【提出・問い合わせ先】

長島町教育委員会 教育総務課  
TEL 0996 - 86 - 1111  
内線 2221

求職者を募集しています。  
ふるさとへ帰省の際などにお気軽にお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

ふるさと人材相談室

TEL 0120・44・5106

## フロン回収

### 破壊法が改正

飲食店の冷蔵庫や事務所のエアコンなどの業務用冷凍空調機器には、大量のフロン類が使われており、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるため、機器の廃棄時等に

は、フロン回収・破壊法に基づき、知事の登録を受けた業者への回収委託が必要です。昨年6月にフロン回収・破壊法が改正され、本年10月1日から施行されます。

主な内容は次のとおりです。

○業務用冷凍空調機器の廃棄等を行うおととする場合は、フロン回収業者に回収依頼書又は委託確認書を交付しなければなりません。

フロン回収業者はフロン類を引き取ったときは、引取証明書を交付しなければなりません。

ません。

○機器の整備業者は、機器の修理・整備時にフロン類の回収作業を行うには知事の登録が必要になります。

### 【問い合わせ先】

県庁環境政策課

TEL 099・286・2586

## 再チャレンジ

### 相談窓口

事業継続の見通しがつかない中小企業の方や、過去に廃業を経験し、再度起業したが金融機関からの融資が受けられず、過去の経験が生かせない

い方。このような方々の再チャレンジの、さまざまな課題に専門化が相談に応じ、再起業を応援します。  
この窓口（県商工会連合会に設置）では、中小企業診断士、税理士などの専門家が、無料で相談に対応します。相談の申し込み、相談内容などの秘密は厳守されます。  
事業継続が困難な場合や再起業を検討中の方、ためらわず、できるだけ早めに相談ください。

### 【問い合わせ先】

鹿児島県商工会連合会

TEL 099・226・3773